

常勤役員報酬規定

(総則)

第1条 常勤役員の報酬については、この規定の定めるところによる。

(報酬)

第2条 常勤役員の報酬は年俸とする。

2 常勤役員の報酬は、当協会の資産及び収支を勘案し、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法第25号）第6条に規定する指定職俸給表が適用される職員が受ける年間給与に準じ、次の各号に定める範囲内で会長が別に定める。

- (1) 専務理事 指定職俸給表 3号
- (2) 常務理事 指定職俸給表 2号

(報酬月額)

第3条 報酬は、年俸の12分の1を報酬月額として、毎月支給する。

(支給日等)

第4条 報酬月額の支給日は、毎月25日とする。ただし、当該日が休日にあたる時は、その前勤務日とする。

- 2 月の初日以外及び月の末日以外の日において就任又は退任した常勤役員の報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤役員に対する当該月分の報酬月額は、前条に規定する額の全額を支給する。

(通勤に要する費用)

第5条 常勤役員の通勤に要する実費は、報酬月額と併せて支給する。

(細則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則1 この規定は2008年4月1日から施行する。